

(直轄、独法等)

国会公第149号
平成22年11月26日

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成22年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

先般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」が閣議決定され、このうち新成長戦略の推進・加速、地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等の経済の活性化や国民生活の安定・安心に真に役立つ施策を実施するための「平成22年度補正予算」が11月26日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

平成22年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成22年4月1日付け国会公第239号により種々御配慮をお願いしているところであるが、補正予算による追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 今後の所管事業の執行にあたっては、平成22年度補正予算による追加事業も含め、速やかな執行を図ること。
また、いわゆるゼロ国債による事業についても、公共事業の契約の前倒しとして追加された趣旨を勘案し、速やかに執行すること。
さらに、災害復旧事業については、特にその早期実施に努めること。
2. 入札・契約手続の実施にあたっては、「平成22年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成22年4月12日)等

に基づき、入札ボンド制度の活用の徹底を図ること等により、一層の透明性及び競争性の確保等に努めるとともに、入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等による可能な限りの一般競争入札方式等の手続に要する期間の短縮に努めること。

3. 工事の発注に当たっては、ダンピング受注の防止徹底や不調・不落対策等による適正価格での契約を推進すること。

また、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」（昭和24年法律第100号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。

4. 平成22年6月18日に閣議決定された「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

国会公第149号-2
平成22年11月26日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿

国土交通事務次官

平成22年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

標記について、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達したところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村等に対しても、周知方お願いします。